

## 税制優遇制度延長のお知らせ

お客様各位

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年3月31日で終了しました「**中小企業等経営強化法**」に基づく**税制優遇制度**は、先の閣議で**2021年3月31日**まで2年間延長されることが決まりました。

同制度の概要は、別紙のとおりです。

適用可能な対象商品を多数取り揃えておりますので、この機会に最新設備の導入を是非、ご検討いただきたく、ご案内申し上げます。

以上

# 中小企業等経営強化法に基づく税制優遇について

## 1. 制度の概要

- 1) 「中小企業等経営強化法」の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、税制優遇措置を受けられます。

経営力向上計画の申請時に工業会(日本非破壊検査工業会)発行の証明書が必要。

- 2) 適用期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日⇒2021年3月31日(2年間延長が2018年12月閣議決定)

- 3) 一定の設備とは

工業会から証明書の発行を受けることのできる1式160万円以上の機械装置が対象です。

- 4) 税制優遇(耐用年数5年の場合、詳細は顧問税理士にご相談下さい)

法人税は、即時償却または取得価格の10%(\*1)税額控除

\*1資本金3,000万円超1億円以下は、7%

⇒即時償却の場合、購入初年度に取得価格全額損金(経費処理)計上できます。

⇒税額控除の場合、取得価格の10%税額控除を受けられます。

(その事業年度の法人税額の20%を上限とし、限度額を超える場合には翌期繰越可能)

## 2. 適用可能な設備

Geo5製品: NST-2、CorrosionDoctor、3d-RADAR、GeoSEIS-24/48

Oyo & OKS製品: DF、SIR-4000&HS350、Auto-LLT他

## 3. その他

- 1) 工業会への申請費用は、8,000円／1案件(3d-RADARの場合は、2件必要)です。

- 2) 本資料は制度の概要(税制措置)を要約したものです。制度の詳細・適用の可否については、中小企業庁のhp、または最寄りの税務署、貴社顧問税理士にご相談下さい。